

香美町告示第 1 5 0 号

公有財産売却について、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり行うので、香美町財務規則（平成 1 7 年香美町規則第 3 6 号。以下「規則」という。）第 8 8 条の規定により告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

香美町長 浜 上 勇 人

1 入札に付する公有財産及び予定価格

物件番号	香建物第 6 － 2 号
物件名	除雪車両（11 t 級ドーザ）
車名・車台番号	川崎 6 5 J 3 1 3 0 3
車体の形状	ショベル・ローダ
原動機の型式	6 B G 1
初年度登録	平成 1 1 年 1 1 月
自動車登録番号	姫路 0 0 0 る 2 6
自賠責保険有効期間の満了日	令和 8 年 1 月 9 日
車両総重量	1 0 , 3 1 5 k g
長さ・幅・高さ	7 1 4 c m ・ 2 4 6 c m ・ 3 2 3 c m
総排気量	6 . 4 9 L
乗車定員	1 人
走行時間（R 6 . 8 . 8 現在）	2 , 9 0 0 h r
付属装置等	スノウプラウ、中古チェーン
その他	修復歴なし
予定価格	2 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含まない。)

2 入札参加の申込方法等

(1) 申込資格

令和５年度に香美町と除雪作業委託業務を契約している法人又は個人事業者で冬期間における町内の除雪に寄与する目的で購入する者であり、かつ次の①から④までのいずれにも該当しない者

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２項各号に該当すると認められる者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号から第５号までのいずれかに該当する者
- ③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ④ 令和６年１０月２３日現在において町税等を滞納している者

(2) 参加申込方法

- ① 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（香美町ホームページからダウンロード可）

イ 上記２の（１）の①から④に該当しない旨の誓約書

ウ 履歴事項全部証明書（※個人の場合は身分証明書）

エ 入札参加資格確認通知書送付用長３封筒（送付先を記載し、１１０円切手を貼付したもの。）

- ② 参加申込みの受付期間及び場所等

ア 受付期間

令和６年１０月１１日（金）から令和６年１０月２３日（水）までの
開庁日

イ 受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで

ウ 申込先

香美町建設課 香美町香住区香住８７０番地の１

※ 郵送による提出は認めない。

- ③ 入札保証金

免除とする。

④ 申込みに当たっての留意事項

ア 期限までに申込みをしない者は、入札に参加できないものとする。

イ 申込みの取下げは、受付期間内に限って行うことができるものとする。

⑤ 入札参加資格審査結果通知

審査の結果は、令和6年10月25日（金）までに申込者に通知する。

3 物件の公開期間及び場所

(1) 期 間 令和6年10月21日（月）午前9時から午前11時まで

(2) 場 所 香美町小代地域局

美方郡香美町小代区大谷563番地の1

(3) 注意事項 観覧希望者は、事前に香美町小代地域局農林建設係に連絡すること。〔電話番号（0796）97-3111〕

4 契約条項を示す場所

売買契約書（案）等については、香美町ホームページ上に掲載するものとする。

5 入札の日時、場所等

(1) 日 時 令和6年10月30日（水）午前10時00分

(2) 場 所 香美町役場 3階 大会議室

所在地 香美町香住区香住870番地の1

電話番号 （0796）36-1111（代表）

(3) 方 法 直接入札

(4) 入札に関する条件

① 入 札 者 入札に参加しようとする者は所定時刻までに入札会場に入場すること。入場できる者は、1者につき2名までとする。

② 委 任 状 代理人をもって入札する場合は、入札開始前に委任状を契約担当者へ提出しなければならない。

③ 契 約 額 契約金額は入札書に記載された価格に10%を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）とする。

(5) 入札書の作成方法

- ① 課税事業者については消費税及び地方消費税抜き〔110分の100〕の価格を、また免税事業者についても同様に見積もった契約希望価格の110分の100の価格を、本町所定の入札書にアラビア数字で記載すること。
- ② 年月日は、入札日を記入すること。
- ③ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することはできないものとする。

(6) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- ③ 不正行為等によってされたと認められる入札
- ④ 入札金額が予定価格未満の入札
- ⑤ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印（実印）のない入札又はこれらが分明でない入札
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札者の決定方法

- ① 町が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高価格の入札をした者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退できないものとする。

(8) 開札結果の公表

開札結果は、落札者の氏名、落札金額を公表するものとし、その他の者については、入札金額のみを公表するものとする。

(9) 入札の中止

入札の執行に際し、不正行為等や災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

なお、入札参加者が1者のみの場合は入札を中止する。

6 契約の締結等

- (1) 契約保証金は免除とする。
- (2) 落札者は、令和6年10月31日（木）までに香美町が定める契約書により売買契約を締結し、契約金額を売買代金として香美町の指定する方法により、令和6年11月1日（金）から令和6年11月15日（金）までに支払うものとする。

7 所有権の移転、物件の引き渡し等

- (1) 所有権は、落札者から売買代金が全額支払いされたとき、落札者に移転するものとする。
- (2) 物件は、売買代金が全額支払いされたときの状態で、落札者に引き渡すものとし、引渡し後の不調や故障、瑕疵等についての補償は行わない。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転に要する費用等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- (4) 所有権の移転後、落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担とする。
- (5) 原則、転売は禁止とする。

8 その他

入札参加申込者名及びその数は、入札執行後まで公表しない。入札者は、本公告の記載内容及び売却物件の法令上の規制等をすべて承知したうえで入札するものとする。

9 提出書類の取扱い

提出された入札参加申込書等は、返却しない。

10 問合せ先

〒669-6592 香美町香住区香住870番地の1 香美町建設課
電話番号 (0796) 36-1961 (直通)
FAX (0796) 36-3809
担当者 建設管理係：井上